

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件
原告 (閲覧制限) 外13名
被告 国

証拠説明書

令和3年9月15日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

作花知



原告ら訴訟代理人弁護士

大村珠



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲A 145号証	家族法研究会～父母の離婚後の子の養育の在り方を中心とする諸課題について～ 写し(インターネットから印刷したもの)	3.2.	公益社団法人商事法務研究会	法務省も参加した家族法研究会において、以下の内容が記載されていること。法制審議会への諮問(乙第8号証)は、その内容を踏まえて行われたものであること。 ① 127頁以下では、「第7両親が別居をする場合の規律の在り方」について記載されている。 ② 129頁の(注3)では、「我が国では、婚姻中の両親の関係が悪化等した場合には、その一方が他方の同意なく、子を連れて又は子を置いて別居を開始することがあるところ、民法第821条が、「子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。」と規定していることとの	

					<p>関係が問題となり得る。」と記載されている。</p> <p>③ 131 頁の（注 1）では、「両親の一方が他方の同意なく子を連れて別居を開始した場合に、そのような別居の事実状態を無条件に追認することは相当でないとの指摘があり、そのような立場からは、別居開始から一定期間が経過するまでに、上記 1 の取決め（原告ら注：129 頁の「1 別居時の養育計画の作成を促進する方策」）が迅速にされるべきであり、かつ、一定期間前に上記 1 の請求がされた場合、又は離婚の訴えが提起された場合には、別居後の環境に対する子の適応状況を重視してはならないとの規律を設ける方向性も考えられることになる」と記載されている。</p> <p>④ なお、133 頁の「3 別居時の養育計画を適切に定めるための手続的規律」では、原告らが準備書面(6)の 27 頁「第 3 原告らの主張」で主張を行った「親子審判制度」と類似した「手続の特則として特別の規律を設けること」について記載がされている。その内容は、原告らの主張である「親子審判制度」の立法が可能であることと、そのような制度の構築が求められていることを如実に示す内容である。</p>
甲 A 146 号証 の 1	法務省 HP 「法制審議会 家族法制部 会第 1 回会 議」(令和 3 年 3 月 30 日開催)	写し (イン ター ネ ッ ト)	3.3.30 (開催 日)	法務省	法制審議会家族法部会第 1 回会議(令和 3 年 3 月 30 日開催)において、家族法研究会報告書が参考資料として配付されていること。

		トから印刷したもの)			
甲 A 146 号証 の 2	法務省 HP 「法制審議 会家族法制 部会第 1 回 会議」(令和 3 年 3 月 30 日開催)に 掲載された 「議事録」	写し (イン ターネット から印刷し たもの)	3.3.30 (開催 日)	法務省	法制審議会家族法部会第 1 回会議(令和 3 年 3 月 30 日開催)において、家族 法研究会報告書が参考資 料として配付されている こと。
甲 A 147 号証	2021 年 8 月 14 日付の、 シドニー・ モーニング ・ヘラルド 紙の記事「彼 らの子ども 達は連れて 行かれました。 今、彼ら は彼らを取 り戻すため に日本の法 律と戦って いる。」	写し (イン ターネット から印刷し たもの)	3.8.14	シドニー ・モーニ ング・ヘ ラルド	2021 年 8 月 14 日付の、 シドニー・モーニング・ ヘラルド紙の記事は、次 のように記載しているこ と。 「ほとんどの西側諸国の 重要な外交同盟国である 日本は、現在、その立場 をめぐって継続的に国際 的圧力にさらされている。 オリンピック期間中、フ ランス人の父親であるヴ ィンセント・フィショは、 東京のオリンピックスタ ジアムの外で、約 3 週間 のハンガーストライキを 行った。彼の妻が突然子 供と一緒に姿を消した後、 彼は 3 年間彼の子供に会 えていない。 フランスのエマニュエ ル・マクロン大統領はオ リンピックを祝うために

東京にいたが、7月に訪問した菅義偉首相に直接問題を提起した。オーストラリアのマライズ・ペイン外相は、5月の日本の茂木敏充外務大臣と岸信夫防衛大臣との会談で同じことをした。

「これは確かにオーストラリアのやり方と日本のやり方が一致しない問題です。」と東京のオーストラリア大使館職員は6月に親に語った。

オーストラリアの外務省は昨年、旅行に関するアドバイスを更新し、日本の親権に関する法律はオーストラリアの法律とは大きく異なることを警告した。

「日本の裁判所は一般的に、子供たちが「通常の居住地」に留まることが子供の最善の利益であると考えています。」と述べた。「したがって、裁判所は通常、最も最近に、子供の世話をした親に単独親権を与えます。」

しかし、オリンピックでのフィショの抗議、何年にもわたる親によるロビー活動、そして同盟国からの強い言葉が、日本の指導者たちに圧力をかけている。

安倍晋三前首相の弟である岸防衛大臣は、東京でのシドニー・モーニング・ヘラルド紙とザ・エイジに紙よるインタビューで「修正が必要な場合、修正について話し合い、議論しなければならない」と語った。

「そして、政府は何が必要なのかを話し合い、議論しなければならない」と彼は言った。

日本の野党党首の枝野幸男氏は、圧力が高まっ

					ていると述べた。「オーストラリアや他の国々を含むいくつかの先進国がこの問題を指摘していることを、私はそれを真剣に受け止めています」と彼は言った。」
甲 A 148 号証	吉田恒雄「児童福祉法における一時保護の法的諸問題」『白鷗法学』第 8 号 279-294 頁	写し	9.3.	吉田恒雄, 白鷗大学	吉田恒雄「児童福祉法における一時保護の法的諸問題」『白鷗法学』第 8 号には、以下の記載がされていること。 ①すなわち、現在の一時保護制度は、要保護児童を緊急に保護するとの要請から、事前・事後の何らの手続保障もなく、また一時保護中の児童の養育責任についても、児童福祉法には規定されていない。このため、国が強制力をもって児童を「保護」する場合、これにより、児童および親の権利侵害が生ずるおそれがあるという点である。(中略)それでは、児童福祉法上の一時保護においては、児童の生命や身体、安全を緊急に保護する一方で、児童および親の養育に関する権利（児童の権利に関する条約 5 条, 7 条 1 項）を手続的にも実体的にも尊重しなければならないという二つの利益をどのように調整すべきなのだろうか (280 頁)。 ②わが国の一時保護制度は、児童の緊急の保護、短期の保護という目的のため、一時保護開始手続の段階で、法的には、児童および親権者等の同意も、裁判所の承認も必要とされていない。このため、児童および親権者等の権利制限の法的根拠が不明確になっている。(中略)立法論的には、一時保護開始後すみやかに保

				護の正当性を司法的に判断し、かつ親権者等の権利制限および一時保護中の児童の権利を保障するための制度が検討される必要がある（290頁）。	
--	--	--	--	---	--